

事 務 連 絡  
令和 6 年 1 月 25 日

石川県  
新潟県  
富山県  
福井県

教育委員会教科書関係事務主管課長 殿  
災害救助法担当課長 殿

文部科学省初等中等教育局教科書課長  
黄地 吉隆

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（被災者生活再建担当）  
飯沼 宏規

#### 災害救助法第四条第一項第八号の「学用品」の給与について

令和6年能登半島地震によって、住家が全壊等の被害を受け、教科書が使用できず、就学上支障がある状態になった児童生徒に対して、教科書の再給与が順次行われているところですが、通学路の断絶等により、教科書を児童生徒に配布できない場合に、学習を保障する観点から、希望する学校においては、該当児童生徒に対して、紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を提供することが考えられます。

つきましては、下記を踏まえ、各学校等の実態に合わせ、速やかな提供を行っていただくとともに、貴管内市町村に対してもこの旨周知いただきますようお願いいたします。

#### 記

1. 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第四条第一項第八号に定める「学用品の給与」に関して、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成二十五年十月一日内閣府告示第二百二十八号）（以下「基準告示」という。）第九条第二号に規定する教科書については、「学習者用デジタル教科書」（学校教育法第三十四条第二項に定める教科書の内容を文部科学大臣の定めるところにより記録した電磁的記録である教材）を含むものとして差し支えないこと。

なお、「学用品の給与」に当たっては、救助を行う都道府県知事等が、基準告示第九条の基準に適合する場合であって、特にその必要性を認める場合には、従来使用していた紙媒体による教科書の給与ではなく、これに代えて「学習者用デジタル教科書」を提供することとしても差し支えないこと。その場合において、給与のため支出できる費用については、同条第三号の額以内とすること。

これに伴い、災害救助事務取扱要領に定める「教科書」についても「学習者用デジタル教科書」を含むものとして差し支えないこと。

2. 上記の1のとおり、提供される際は、以下に御留意いただくこと。
- (1) 基準告示第九条に定めるとおり、震災により住家の全壊等による喪失又は損傷等により教科書を使用することができず、就学上支障のある児童生徒に対して、通学路の断絶等により、紙の教科書を給与することが物理的に困難であるなど、デジタル教科書を紙の教科書に代えて提供する必要性があること。
  - (2) 災害救助法による学用品の給与は、原則として、一律に給与すべきではなく、実際に使用するものを喪失又は毀損した場合に最低限必要な量を支給すること。特に、学校等に実務の協力を得て行うときには、関係者の法の趣旨に対する理解を十分に得て、一律に給与などが行われないう周知すること。
  - (3) 学習者用デジタル教科書はクラウド配信であることから、別途、児童生徒が情報端末を所持し、オンラインで通信できる環境が整えられていること。
3. 義務教育諸学校において使用するデジタル教科書の納入指示については、都道府県教育委員会または市町村教育委員会等から各教科書・一般書籍供給会社に行くこと。なお、市町村教育委員会等から各教科書・一般書籍供給会社に直接納入指示を行う際には、都道府県教育委員会と適切に連携すること。
- 高等学校等において使用する教科書についてデジタル教科書を紙の教科書に代えて提供したい場合には、文部科学省初等中等教育局教科書課（本件担当）まで連絡すること。

**【本件担当】**

（デジタル教科書について）

文部科学省初等中等教育局教科書課  
デジタル教科書企画係  
電話 03-6734-2576（直通）

（災害時の教科書給与等について）

文部科学省初等中等教育局教科書課 無償給与係  
電話 03-6734-2411（直通）

（災害救助法について）

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（被災者生活再建担当）付 災害救助法担当  
電話 03-3503-9394（直通）

## 【参考条文】

### ○学校教育法（抄）

第三十四条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

② 前項に規定する教科用図書（以下この条において「教科用図書」という。）の内容を文部科学大臣の定めるところにより記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）である教材がある場合には、同項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、児童の教育の充実に資するため必要があると認められる教育課程の一部において、教科用図書に代えて当該教材を使用することができる。

### ○災害救助法（抄）

（救助の種類等）

第四条 第二条第一項の規定による救助の種類は、次のとおりとする。

八 学用品の給与

### ○災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（抄）

（学用品の給与）

第九条

法第四条第一項第八号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 教科書

ロ 文房具

ハ 通学用品

三 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とすること。

イ 教科書代

（1）小学校児童及び中学校生徒

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

（2）高等学校等生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費